平成２６年（フ）第１３５号
釧路市阿寒町阿寒湖温泉６丁目２番22―203号
債務者　小西　　梢（旧姓早坂）
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２５２号
岡山市北区久米264番地５
債務者　菊井　恭子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６６２号
仙台市青葉区郷六字葛岡下49番地の１　広瀬の杜９番館214
破産者　菊地　幸郎
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６８４号
宮城県岩沼市字大和202番地の２
破産者　菅野　泰正
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７３５号
仙台市泉区加茂４丁目26番地の10
破産者　小澤　信孝
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第９７号
仙台市泉区七北田字大沢柏33番地の１　ＨＩＧＨ―ＫＩＣＫ　ＴＡＴＴＯＯ
破産者　松田　恵一
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
仙台市若林区遠見塚１丁目３番15号　ソレアード遠見塚Ⅳ103、従前の住所仙台市若林区荒浜字北丁57番地の１
破産者　中島　信康
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１９７号
宮城県石巻市大橋１丁目１番地３　仮設大橋団地30―３号
破産者　山本　晃世
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１５８３号
さいたま市桜区大字在家94番地２
破産者　高橋　利征
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０号
さいたま市浦和区元町１丁目16番15号　元町遙明館201
破産者　大久保俊増
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３２４号
さいたま市桜区西堀５丁目２番10号310
破産者　鈴木代市郎
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７５号
長野県松本市蟻ケ崎２丁目７番８号
破産者　保坂　俊次
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２１号
岐阜県高山市山田町1625番地10　メゾン・レイブラント102号
破産者　三井　真一
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第４３１５号
大阪市東住吉区住道矢田６丁目10番20号　レオパレス21ＹＭ103号
破産者　木村　満昭
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６０７号
大阪市東住吉区桑津３丁目31番37号
破産者　中井縫製こと　中井　　健
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８１５号
大阪府東大阪市布市町３丁目９番４号
破産者　中川　勇志
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５７号
大阪府枚方市香里ケ丘２丁目４番地の１２―1103、申立時の住所大阪市都島区都島南通２丁目１番８―1007号
破産者　辻　　一孝
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８０８号
大阪府豊中市稲津町３丁目６番３号
破産者　フェアリーグリーンこと　除補　　正
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部